

令和4年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和4年11月8日（火）

午後1時30分開会

開催日時	令和4年11月8日	開会 閉会	1時30分 2時30分	
場 所	第二庁舎8階 801会議室			
出席委員	教 育 長 教育長職務 代理者	大熊 雅士 浅野 智彦	委 員 委 員	小山田佳代 佐島 規
欠席委員	委 員 穂坂 英明			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 生涯学習部長 庶務課長 学務課長 指導室長 統括指導主事 指導主事 指導主事	大津 雅利 梅原啓太郎 鈴木 功 本木 直明 加藤 治紀 丸山 智史 西尾 崇 向井隆一郎	生涯学習課長 スポーツ振興担当課長 図書館長 公民館長 庶務課庶務係長	関 次郎 中島 憲彦 内田 雄介 鈴木 遵矢 小平 文洋
調 製				
傍聴者人数	0名			

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 2 6 号	小金井市立図書館規則の一部を改正する規則
第 3	協 議 第 3 号	教育に関する事務に係る予算に対する意見について
第 4	報 告 事 項	1 令和 4 年第 3 回小金井市議会定例会について
		2 その他
		3 今後の日程について
第 5	代処第 2 6 号	職員の分限処分に関する代理処理について

大熊教育長 ただいまから令和4年第10回小金井市教育委員会定例会を開会
する。

日程第1、会議録署名委員の指名である。

本日の会議録署名委員は、佐島委員と浅野教育長職務代理者にお
願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程第2、議案第26号、小金井市立図書館規則の一部を
改正する規則を議題とする。

提案理由について説明をお願いします。

梅原生涯 提案理由について御説明する。

学習部長 個人の貸出登録の要件を見直すことに伴い規定を整理する必要が
あるため、本案を提出するものである。

細部については担当館長から説明するので、よろしく御審議の上、
御議決賜るようお願い申し上げます。

大熊教育長 よろしくをお願いします。

内田図書館長 それでは、細部について御説明させていただきます。

さきの教育委員会において報告させていただいたが、現在、小金
井市立図書館では、市内在住・在勤・在学・協定市にかかわらず、
利用者カードの貸出しを受けることができる。

一方、本市を除く多摩25市では、利用者登録は市内在住・在勤・
在学及び相互利用協定市にお住まいの方とされている。

図書館サービスとして実施してきているが、協定市以外の他市利
用者が地元で借りられないとして特定の人気本を借りにこられ、市
民に提供するのが遅くなるなど、市民にとって不利益も生じている。

そこで、小金井市立図書館でも利用者登録の要件を市内在住・在
勤・在学及び相互協定市にお住まいの方に改めるとともに、現在、
運用によって実施している事務の一部を規則に反映させるため、本
案を提出するものである。

議案第26号資料、小金井市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表を御覧いただきたい。

改正規則の一覧を御覧いただきたいが、まず、第4条、個人登録に関する規定になる。第1項に関しては、登録の要件を定めるものである。従来は住所が確認できれば国内どこに住んでいても個人登録を行っていたが、第1号において、市内在住・在勤・在学、第2号において、相互利用協定を結んだ市に在住する者、第3号において、館長が特に必要と認める者と定めたということである。

また、第2項は、登録の際に証明書類の提示を求める根拠を定める。

第3項は、個人登録の有効期限であり、4年間と明示させていただいた。

第4項から第6項については、利用カードの交付、申込み事項の変更があった場合の届出、他人への貸与及び譲渡の禁止を規定している。

ページおめくりいただき、第5条である。

利用カードが破損または紛失した際の再交付に関する手続について定める。

第6条は、個人登録の更新をする際の手続、更新後の有効期限について、更新を行った日から4年と定める。

第7条、個人登録をした方がさきの個人登録要件に該当しなくなった場合の取扱いを定めている。

第8条は、図書の貸出しを受ける際の利用カードによる手続について定めている。

第9条は、図書、視聴覚資料、電子書籍についての貸出し手続について定めている。

第10条は、貸出し期間に関してだが、こちらは現行規則第5条の文言を整理したものとなる。

第11条は、図書の貸出しの延長期間について明示したものである。第1項1号から4号において、延長ができない場合を定める。

第12条は、貸出し禁止図書に関して定めたものだが、こちらは現行規則第6条の文言を整理したものである。

第13条から第15条は、図書等の予約について定めたもので、予約に係る要件、予約できる件数、その取り置き期間について定めている。

第16条、団体貸出しについて定めたものである。

第17条は、入館の禁止に関して定めたものだが、現行規則の第7条が条ずれしたものになる。

第18条は、図書を紛失、破損、汚損した場合の弁償に関して定めたものである。

第19条は、当初の貸出し、予約を制限する場合について定めたものである。

第20条は、図書の寄贈について、現行規則から本館の文言を削除し、対象を全館とするものである。

引き続き、附則を御覧いただきたい。

経過措置になる。

附則1、この改正規則の施行期日は令和4年11月15日とする。

附則2、期日後、旧規定により発行した利用カードは新規定により発行した利用カードとみなす。

附則3、施行期日の際に貸出ししており、予約の申込みを受けている図書は新規定の手続によったものとみなす。

附則4及び5になるが、旧規定により発行した利用カードのうち、新規定の登録要件で該当しなくなる利用カード、また、それらを施行期日後に更新した場合の利用カードは、令和5年3月31日をもって失効するものとした。

附則6及び7だが、旧規定により発行した利用カードのうち、新規定の登録要件で該当しなくなる利用カードによる貸出し期間の延長の申出、また、図書の予約受け付けとその置き期間は令和5年3月31日までとする。なお、新規定の登録要件で該当しなくなる利用カードによって令和5年3月31日までに貸出した図書の返却日に関しては、貸出しの際に交付する貸出しカードに記載させていただいた日付けとする。

説明は以上である。

大熊教育長

事務局の説明が終わった。

本件に関して質問、御意見を受け賜わる前に、本日、穂坂委員が公務のために欠席であるので、お伝えする。

それでは、本件に関して質問、御意見があるか。

浅野教育長

今の附則のところに関わることだが、新しい要件に該当しない他

職務代理者 市の方で現在カードを持っている方は、全て来年の3月31日で利用ができなくなると理解してよいということか。

内田図書館長 お見込みのとおりである。

もう一度利用できる期間について説明させていただくが、まず、本規則が施行となる今月の15日以降に関しては、市内在住・在勤・在学と協定市在住の方を除いた他市の方は新規登録ができなくなる。

それから、今現在、利用者カードをお持ちであれば、協定市を除いた他市の方々も令和5年3月31日までは御利用いただける。

来年の4月1日以降に関しては、市内在住・在勤・在学、協定市在住の方、こちらの方々に御利用いただく形となる。

登録要件が令和5年3月31日をもって外れてしまう方ということで、最後に説明したが、当日をまたいだ貸出期間の書籍がある場合は、貸出しの際に交付する貸出票に記載の期日までに御返却いただくというように考えている。

浅野教育長 協定を結んでいない市の在住者で、現在、利用カードをお持ちの方には何らかの形で周知を図っているということか。

内田図書館長 まず、令和4年10月29日から図書館ホームページ、館内の案内掲示で新規登録に関して周知はさせていただいている。また、今回、個人登録の要件から非該当となる方、利用者登録が有効期限内の方には、メールもしくははがきで令和4年11月15日からそれぞれ個別に周知させていただく予定である。

浅野教育長 分かった。ありがとう。

大熊教育長 今までも今後こういう形になるというのは、図書館の中には掲示はしてあるのか。

内田図書館長 そうである。

大熊教育長 その中で今までで何か問合せ等はあるか。

内田図書館長　　市外利用者で、今回非該当になってしまう一部の方からは、残念がる声等は上がっている。その際は、説明はさせていただいているところではある。

大熊教育長　　もう1つ確認なのだが、26市で本市と同じように誰でも貸せる市というのはあるのか。

内田図書館長　　26市では本市だけである。25市に関しては、先ほどから説明したが、市内在住・在勤・在学と相互利用の協定を結ばれるところに対してお貸ししている。

大熊教育長　　本市だけが現状の取り扱いとなっていた。

佐島委員　　市民利用への影響もあるということで、今回この改正をされたということだが、私が学校にいたときに図書館の団体貸出しとかをよく利用していたので、子供たちにとってはICTが発展してきたとしても、やはり図書に触れるとか、図書と一緒に調べていくとかというのはすごく大事だと思うので、団体貸出しも今まで以上に充実していただきたいと思う。団体の貸出しについては、この新旧対照表を見る中で、現行規則の9条では申込みをして、10条で3か月以内借りられると書いてあるが、新しい改正規則のほうには、16条のところに貸出し登録を行うことで図書の貸出しを受けることができるという部分しか私には読み取れなかった。

貸出しの期間が3か月以内と今までになっていたのは、恐らく1学期、2学期という、学習のまとまりに合わせて借りられるように、通常の貸出し期間より長く設定されていると思うのだが、新しい規則には団体貸出しについてのその規定がなくなっているの、どうなっていくのか。また、本日だけでなくもいいのだが、学校のほうの団体貸出しの利用状況、活用状況、どのぐらい学校が活用しているのか、後日教えていただければと思う。

内田図書館長　　団体貸出しの3か月については、規定上は消えてはいるが、団体貸出しに関して、今回の改正に伴い何か変更を加えるようなことはない、従前どおりやらせていただくつもりである。

利用状況に関しては、後日、また御連絡させていただく。

佐島委員 はい。ありがとう。

大熊教育長 ほかにあるか。

小山田委員 先ほど26市で本市だけがまだ市外の誰でも借りられるということだったが、これまで他市の方にも利用していただいているということで、本市にとって何かデメリットはあったのだろうか。

内田図書館長 当然、協定を結んでいない中で他市の方が来られるので、人気本などについては、自分の市で貸し出されている場合に本市の本を借りられていくので、市民にお貸しする時期が遅くなってしまう。このことはよくあることである。

また、他市の利用者来館され、その際に興味があった本を借り、返す意識が薄い中で返却に至らず、本の紛失に繋がったケースがあり、損失も出ている。

小山田委員 実際、本が紛失ということがあったということか。

大熊教育長 どのぐらい紛失したのか。

内田図書館長 一応、未返却本というか、それを計算したら、昨年度に関しては約80万円というところで見ている。

大熊教育長 それは、市外の方だけではないということか。

内田図書館長 お見込みのとおりである。

大熊教育長 分かった。ほかにあるか。

浅野教育長 連携協定なのだが、25市は全てが連携協定を結ばれていたりはあるのか。どのぐらいの密度でお互いに結ばれているのか。

内田図書館長 連携協定に関しては、私が調べたところ、概ね市を中心として隣

接する自治体は全て結んでいる。あとは、線路の沿線上で結ばれている。恐らく通勤の途中で借りられたりすることを考慮されてだと思う。

浅野教育長
職務代理者

ありがとう。

大熊教育長

よろしいだろうか。

市民の利便性を考えて、今回このような改定をするということだが、これで質疑を終了でよろしいだろうか。

それでは、お諮りする。議案第26号、小金井市立図書館規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

御異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第3、協議第3号、教育に関する事務に係る予算に対する意見についてを議題とする。

協議の内容について説明をお願いする。

大津学校
教育部長

協議内内容について御説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育に関する事務に関わる予算に対する意見を提出するため、本意見について協議を求めるものである。

細部については、各担当課長から説明するので、よろしく御審議の上、御協議いただくようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長

では、細部について御説明する。

議案書に従い進行させていただく。議案裏面を御覧いただきたい。初めに、学校教育分野、次に、生涯学習分野の順で各担当から説明する。

初めに、学校教育分野になる。

(1) 学校運営に係る指導・支援体制等の整備について、指導室

から説明する。

加藤指導室長 指導室から学校運営に係る指導・支援体制等の整備について、4点御説明をさせていただく。

一点目は、教育指導等事業についてである。

日野市及び国分寺市とともに共同運営している浅川清流組合可燃ごみ処理施設の見学を市立小学校全校で実施し、児童がごみ問題について自分事として捉え、ハチドリプロジェクトに生かせるようにしたいと考えている。

二点目は、中学校部活動事業についてである。

御存じのとおり、中学校の部活動については、次年度から令和7年度までは部活動地域移行の重点取組の期間となっている。この取組の一環として、単独で休日の指導及び大会引率が可能である部活動指導員を増員したいと考えている。

三点目は林間学校事業についてである。

今年度、3校で先行実施した清里山荘付近の森林で行っている体験プログラムについて、次年度は小学校全校で実施し、環境教育の充実を図りたいと考えている。

最後に、四点目は、学校運営協議会事業についてである。

次年度は、現在、未設置の5校に学校運営協議会を設置し、市立小中学校全校をコミュニティ・スクールに指定する方向で現在、調整を進めている。各校の取組を充実させていくために、今後は他校とのつながりも重要になると考えて、代表者会議を実施したいと考えているところである。

鈴木庶務課長 では、続いて、(2) 学校設備等の計画的な整備について、まず、学務課から説明させていただく。

本木学務課長 それでは、学務課から説明する。

学務からは、一点である。

小学校防犯カメラについては、平成27年度から設置し始め、現在56台を運用している。防犯カメラ機器は耐用年数が7年となっており、電柱など屋外に設置していることから、機器の更新が必要となる。当該予算は平成27年度に設置した更新費用を見込んでいる。防犯カメラを適切に管理することで犯罪の抑止力が向上し、児

童の通学路の安全安心の確保を図る。

鈴木庶務課長 続いて、庶務課から御説明する。学校設備等の計画的な整備についてである。

庶務課から四点ある。

まず、一点目、学校施設の増改築等事業になる。

令和3年度から公立小学校の学級編制標準が40人から35人へ段階的に引き下げられたこと、また、市内の年少人口の増加が推定されていることから想定以上の学級数の増加が見込まれ、既存校舎では普通教室が不足するおそれがあることから、令和5年度からは、小金井第一小学校の校舎建て替えに関する基本設計と実施設計、緑小学校の校舎増築に関する実施設計を行う予定である。

二点目は小中学校のトイレ整備になる。

この間、市では、学校トイレ洋便器化を進めているところだが、依然として都内他の自治体と比べて洋便器化率は低い状況であり、引き続き整備を進めていくことが必要であると考えている。

三点目が小中学校の給食室整備事業で、労働環境を改善し、安全で安定した給食提供を図っていくため、給食調理室への冷暖房設備の導入を引き続き進めていく。

最後、四点目が学校施設整備事業として、施設の老朽化に伴い、更新が必要な学校の各種施設設備等の改修を行っていく。

学校教育分野の説明は以上となる。

続いて、生涯学習分野になる。

(1) 放課後子ども教室及び生涯学習活動の充実について、生涯学習課から説明をお願いします。

関生涯
学習課長 放課後子ども教室及び生涯学習活動の充実化にかかる生涯学習課の事業について、二点説明する。

一点目は放課後子ども教室である。現状も踏まえて御説明させていただく。

小金井市においては今度も児童の数が増えていく状況であって、放課後の子供の安全安心な居場所の充実のために、各小学校区においてコーディネーターを中心に創意工夫していただきながら放課後子ども教室は実施している。

今年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、いっ

とき中止としていた学校区もあったが、おおむね順調に実施してきており、このままいけば、本年度は全部で1,000回を超える実施回数が見込める状況ではあるが、今後も安全安心を最優先とした運営を心がけていく。

放課後子ども教室については、全小学校区において、平日の月曜日から金曜日までの週5日間、毎日放課後子ども教室を開催することを目指しているところであり、のびゆくこどもプランにおいて令和5年度までの実施を計画していることから、各小学校区においてコーディネーターさんを中心に来年度、平日の五日開催に向けて準備を進めている状況である。

続いて、地域学校協働活動事業についてである。

学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携協働した様々な活動を行う取組である本事業については、令和2年度の緑小学校を皮切りに、順次実施する学校区の規模を拡大しながら進めてきており、来年度において全学校区における実施を目指しているところである。引き続き小金井の地域力を生かし、小金井の実情に合った方法でコミュニティ・スクールと連携しながら進めてまいりたいと思う。

鈴木庶務課長 引き続き、スポーツ振興担当から説明をお願いします。

中島スポーツ 社会体育事務等事業、多摩ロードレースの連携協力について御説明する。

東京2020大会で自転車ロードレースの舞台となった多摩地域において、レガシーを活用したレースを東京都主催で来年度から継続して開催することとしており、それを通じてスポーツサイクル等自転車の活用推進、自転車と連携した多摩の魅力向上を図り、レガシーとして未来につないでいくこととしている。

本市も、東京2020大会自転車ロードレース開催地として、コース運営ボランティアによる参加や交通規制、イベント開催の周知等、レース実施に向けた連携協力をしていきたいと考えている。

鈴木庶務課長 続いて、(2)生涯学習施設の整備等について、まず、生涯学習課から説明をお願いします。

関生涯
学習課長 それでは、生涯学習課からは文化財センターについて説明する。
文化財センターは、平成5年に開設して以来、30年が経過しているが、センターの歴史をひもとけば、昭和3年に昭和天皇の大嘗祭のときに使用された施設を下賜されたものであり、築90年が経過しているものである。

以降、改修工事や必要に応じて修繕を重ねてきたが、老朽化は避けられない状態であり、施設を維持していくためには大規模な修繕が必要な状況である。

公共施設の在り方については、公共施設等総合管理計画に示される全体方針に基づいて運営していくものであり、文化財センターについても市の史跡として指定されている文化財としての観点も踏まえて、今後、検討してまいりたい。

鈴木庶務課長 引き続いて、図書館から説明をお願いします。

内田図書館長 図書館について主な点を申し上げる。

図書館DXの推進事業、図書館基本計画、自治体DX推進全体方針に基づいて、滞在型である貫井北分室に公衆無線LAN機器を設置して、利用者にインターネット環境を提供することで利用者の情報検索の利便性向上を図るものである。

また、電子図書室については、市内の高校や大学といった単位で利用IDを付与し、さらなる利用拡大を目指すためのシステム改修と電子図書の充実を図るものである。

続いて、図書館地域行政資料等外部保管事業。

地域資料、行政資料については図書館本館の書庫に保存しているが、貴重な資料であることから廃棄ができず、増加の一途となっている。一方で、一般書、児童書については本棚に収まり切らずに床に置くような状況も生じている。

図書館本館については、現在のところ、今後も継続して使用する予定であり、床面積の増は見込めない。そのため、新たな取組として、原課や情報公開コーナーにおいても保管されている地域行政資料等を中心として、外部の事業者の図書専用倉庫に保管する取組を進めたいものである。

図書館施設整備事業になる。

図書館本館は老朽化が進んでおり、利用者へのサービス提供、安

全安心の観点から、その改修の必要性が生じている。

照明については、部品生産中止により修繕ができない状況となっており、開架室の一部が暗くなっている。LED化への改修を行いたいものである。

また、建物にはインターホンがついていないことから、防犯上、設置をしたい。

さらに、地階にある対面朗読室では防音機能が低いため、利用されているボランティアからは、その向上を図ってほしいという旨の御要望も出ているところである

鈴木庶務課長 最後に公民館から説明をお願いします。

鈴木公民館長 公民館からの要望事項は、公民館維持管理事業について一点である。

老朽化した施設設備の適切な維持管理及び利用者の安全性を確保するため、必要となる予算措置をお願いしますというものである。

公民館は築後50年を経過した施設もあり、全体的に建築設備等が老朽化している。公民館で日々適切な維持管理に努め、利用者の安心安全、利便性向上等に重点を置いて計画的に維持管理を行っているところだが、今後も引き続き適切な施設の維持管理を行っていくため、公民館活動に影響のある東分館視聴覚室ロスナイ換気修繕、緑分館テニスコート整備修繕等の予算を確保するとともに、施設利用者の安全確保のため、自動ドア保守点検委託料を新たに算定とさせていただいている。

ただいま御説明した内容については、公民館利用者の皆さんが安心して活動していく上で必要であることから、令和5年度の予算措置について特段の御配慮をお願いしたいと考えている。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。本件は、協議事項である。
何かこの場で御発言等はあるか。

佐島委員 学校教育部の御説明内容に関わって一点意見と、あと、一点質問をさせていただきたいと思う。

まず、意見は、指導室に関わる事業なのだが、可燃ごみ処理施設の見学、それから、森林体験授業の実施ということで、小学校の体

験授業の充実を入れていただいているが、小金井市にとってはごみ問題は非常に大きな問題であるし、それから、6年生が体験する森林体験のほうも、私も子供たちを連れて間伐体験とかをした経験があるが、その生の体験の中で子供たちの心に残っていくものが多いということから、やはりそういう体験的な活動というのは非常に大切だと思っているところである。

そういう中で、環境教育が充実していくということもあるので、ぜひこういう部分はさらに充実させていただきたいと思っている。

代わって質問なのだが、学務課の防犯カメラの更新の件で、結構な台数を配置していただいていると、今、数を聞いてびっくりしたところだが、実は犬の散歩に行く途中に防犯カメラが設置されていて、これはどこで映像を見て管理をして、どういうふうに対応しているのかと思ったことがあったので、質問させていただく。

本木学務課長 市内の防犯カメラは、学校の通学路として管理している防犯カメラ、自治会が導入しているカメラ、事業者等の民間が設置するカメラ等、様々な形がある。

学校の通学路にしている防犯カメラについては、通常電柱の高いところにあるのだが、セキュリティ上、データ管理については詳細なことをご説明できない。

佐島委員 分かった。

大熊教育長 ほかにあるか。

浅野教育長 図書館の事業の上で地域行政資料等を外部保管するという案に関して、年々増えていくのでやむを得ないことかと思うが、他方で、デジタル化してしまうという方向性は検討されているのかということ伺いたくて、質問させていただく。

内田図書館長 館内では当然デジタル化を検討しているところではあるが、やはり紙ベースでの保管というのも求められているので、その部分が今回、対象となっている。

浅野教育長 それは法令上そう求められているということか。

職務代理者

内田図書館長 そうである。図書館法で求められている。

浅野教育長 なるほど。分かった。ありがとう。
職務代理者

大熊教育長 ほかにあるか。

小山田委員 二点ほどある。

まず、一点目は、指導室の学校運営協議会事業なのだが、来年度からいよいよ全校でということでコミュニティ・スクールについて確認する。予算の措置の問題なのだが、各学校に均等ではないが分配し、その範囲内において裁量で使うというような形なのか、全体で集約されている形なのかをお伺いしたい。

二点目は、生涯学習課の放課後子どもプラン事業なのだが、こちらも来年度拡充ということで、放課後子ども教室がいよいよ全日開催を目指している。予算が今後増額されてくると思うが、子供たちにとっては非常に素晴らしいことなのだが、いろいろ調整をしなくてはいけないコーディネーターの負担も増えるかと思われる。その点についてどのように考えていらっしゃるのか。

加藤指導室長 学校運営協議会の予算についての質問だが、指導室が所管している委員の会議の出席に関して、1回1,500円という予算がある。次年度は、その回数を1回増やして、代表者が集まる会議を行いたいと考えている。したがって、特段学校に配分しているというわけではない。

また、研修等の予算がある。また、事務費についても一部考えているが、事務費に関しては各校に一定程度配分することを検討している。

関生涯 放課後子ども教室というところに御質問いただいた。コーディネーターの今後増える役割についてである。
学習課長

委員がお見込みのとおり、回数が増えるとなると、当然その日程の調整だったり、人員の確保だったり、今まで以上の負担を強いる

ことになると思っている。

それに対しての一定の軽減策の質問だったかと思う。最近始めたことではないが、コーディネーターの複数制が挙げられる。以前はコーディネーターが1人だけであったが、要望があがっていた複数制を導入した。全学校区ではないが、メインとサブという形で配置している。

今後もこの事業を安定的に継続的に実施していくためには、そういった各コーディネーターが持っているスキルを次の代に継承していく必要があると思うので、複数制という形で進めていく。

また、解決策として、これだけ事業が増えてくると、色々と各学校区の抱えている問題点、悩み点などあるかと思う。必要に応じてコーディネーター同士集まっていたいただいて、連絡会議のような機会を設け、情報共有させていただければと思っている。

大熊教育長

ほかによろしいだろうか。

確実に前進しているという感じがある。今後も頑張ってくださいたい、応援していただきたいと思う。よろしく願います。

皆様から貴重な御意見をたっぷり頂戴した。これらの意見を踏まえて教育に関する事務に係る予算に関する意見を取りまとめるとともに、所要の事務作業を進めてまいる。

なお、事務の内容については、私、教育長に御一任いただきたいと思うが、これに御異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

異議なしと認める。

以上で協議第3号、教育に関する事務に係る予算に対する意見についてを終了する。

次に、日程の第4、報告事項を議題とする。

順次担当から説明願う。

初めに、報告事項1、令和4年第3回小金井市議会定例会について報告願う。

大津学校
教育部長

令和4年第3回市議会定例会について御報告させていただく。

報告事項1、資料を御覧いただきたい。質問内容等について記載

している。なお、資料の配付をもって資料を省略させていただく。

また、一般質問の通告にあったが、当日の状況から実際に質問が出されていない質問も含めている。

一般質問だが、学校教育部関係では、報告事項1、資料にあるとおり、11名の議員から、生涯学習部関係では5名の議員から質問をいただいたところである。このほかに厚生文教委員会において教育に関する質問があったところである。

以上で報告を終わらせていただくが、細部については、ユーチューブ等で録画配信を行っているので、御確認いただきたいと思う。

また、会議録も間もなくホームページにアップされると思うので、そちらも御覧いただければと思う。

大熊教育長

ただいまの報告に関して何か御質問等あるか。

今回、とても多かったが、しっかり答えられたかと認識している。よろしいだろうか。

次に、報告事項2その他である。

学校教育部から報告事項があれば、発言願う。

大津学校
教育部長

庶務課から1件、学務課から1件、御報告させていただく。

鈴木庶務課長

庶務課から、小金井第一小学校における校舎建て替え等基本計画及び東小学校における校舎増築等基本計画に関する保護者説明会について御報告する。

さきにお知らせしたとおり、本年9月に策定した小金井第一小学校における校舎建て替え等基本計画及び東小学校における校舎増築等基本計画について、それぞれの学校で保護者向けの説明会を開催した。

小金井第一小学校については、令和4年10月26日水曜日、午後7時からと10月29日土曜日の午後7時からの2回、同じ内容で学校のミーティングルームにおいて行い、出席者はいずれも8人ということだった。

A3両面に印刷したもの1枚の計画の概要版を配付資料としてパワーポイントにより、基本計画の内容を説明した。

出席者からは、主なものとして、工事期間中に児童が屋外で活動

できる場としてどのような場所を想定しているか、図書館の敷地を計画敷地に含めることはできないか、新校舎における諸室の配置や動線、学童保育の配置や広さなど、児童が気持ちを落ち着かせることのできる場所の確保といった御意見、御質問があった。

東小学校では令和4年10月29日の土曜日、午後3時からと10月31日月曜日、午後7時15分からの2回、同じく同内容で体育館において実施して、出席者は29日が7人、31日が17人だった。

小金井第一小学校と同様、概要版を資料としてパワーポイントにより説明した。

東小学校では、出席者から、主なものとして、工事期間中の校庭の状況、体育の授業や運動会の実施、団体の使用制限などについて、また、工事中の児童の動線や安全対策について、プールの在り方や授業時間の確保への御意見、既存校舎を普通教室に転用するための改修工事について、教室に通いづらい児童への配慮を求めるといった御意見、御質問があった。

なお、この保護者会の報告については、現在、調整しているところだが、概要についてまとめたものを市のホームページに掲載する予定としている。

今後、小金井第一小学校、東小学校については、本基本計画を基に令和5年2月頃から校舎の増改築の設計等に着手する予定としている。

大熊教育長 次、どうぞ。

本木学務課長 学務課から報告事項その他で、令和5年度新入学児童数の補足資料についてである。

こちらは資料を提出している。

前回の教育委員会で令和5年度新入生児童数・生徒数について報告したが、併せて小金井第三小学校に係る指定校変更の運用についても報告した。

前回の令和5年度新入生児童数・生徒数の資料では、小金井第三小学校に係る指定校変更分を加味した児童数を一表にした形で報告したが、指定校変更による調整前の数値も分かるような資料を提出できないかとの御発言があったことについては、今回の補足資料

としてお示しする。

表の内容については、小金井第三小学校の指定校変更が令和3年度入学児童から実施しているため、令和5年度の新1年生から新3年生までを調整前、調整後で表示している。

新1年の調整前の数値は、その小学校の学区域に居住する住民基本台帳抽出数を基に、市立小学校へ入学する率を乗じて算出している。

新2年及び新3年の数値も実際の児童数から入学時に小金井第三小学校の特例の指定校変更を減じた数値を調整前として算出している。これらを比較すると、小学校ごとの居住ベースの推移が分かる資料となっている。

大熊教育長 ただいまの庶務課、学務課からの報告に関して何か質問等はあるか。

佐島委員 学務課の報告について、このような資料をまとめていただいて、とてもありがたいと思う。

それで、ここの学区域の調整に関わる教職員人事への影響を確認させていただきたい。まず、この前も質問させていただいたかと思うが、保護者にいつ希望をとって、集計して、学区域の調整を含め、いつぐらいに来年度の学級数が決まってくるのか伺う。それに関わって、その決定を受けて教職員の人事を決めていくと思うので、指導室では、調整による人数の変更で影響がないのか。

教員が1人増える、減るとか、あるいは、ぎりぎりの時期で変わるということによって、経験者を外に出して新卒採用の先生を採らなければいけないという状況が生まれかねない心配があるので、その辺の影響について教えていただければと思う。

本木学務課長 まず、小金井第三小学校の指定校変更の特例だが、7月にまず、保護者アンケートを実施している。8月にその集計をとって、学校には速報値ということで、8月には加味した上での児童数の推計値を出している。

今回お示ししたのは、2年生から6年生までは、令和4年9月1日の現行の1年生から5年生の在籍する児童数をベースに作成している。新1年生については、9月1日の住民基本台帳等の人口の

数をベースに入学率を掛けて、積算をしている。

一定この数値が、例えば学校の教室増に対する施設整備等にも反映させなければいけない。また、多目的室等の会議室を普通教室に転換しなければいけないといった場合の工事予算を検討する際の資料にも活用している。予算を要求する上で児童数に比例するような振興費等々の予算のベースにもなるものである。

しかし、委員の御指摘のように、学校長は教員の確保という視点があるので、先ほど申し上げたように、調査を実施して8月に速報値を伝える際に検討いただいている。

実際にこの受け付けであるが、10月中旬から小金井第三小学校の学区の保護者の方に書類を郵送して、2か月後の12月中旬までに希望される方は申請してもらうようにしている。その方々については、概ね12月中には決定するものと認識している。

大熊教育長 学級数が増えたことによって教員の人事の影響はどうか。

加藤指導室長 教員人事については、こちらから欠員、いわゆる不足分というのを東京都に申請して、随時その分の数を配置していただくということを年末から年明けにかけて行っていく。

佐島委員からお話のあった、経験のある教員の配置については、概ね1月初旬か中旬ぐらいまでの段階で締め切られるのではないかと思う。例年の傾向から、そのあたりがぎりぎりの時期である。

それ以降については、新規採用の教員の配置となっていく。ただし、学級数があくまで見込みであり、4月7日の時点で最終決定となるので、万一、4月7日の時点で見込みよりも少ない学級数になると、いわゆる過員と呼ばれ、教員を余らせてしまう。これは絶対に避けるようにと東京都からは、逐次指導を受けている。確実な学級数を見込み、どの段階で欠員数を申請していくのか、毎年、悩ましい。

原則から言うと、4月7日までは正確な学級数とはならないため、その段階まで状況を見ながら、随時、人数を東京都のほうに申請していく。

大熊教育長 よろしいだろうか。

佐島委員 はい。

大熊教育長 今のところは、欠員はないのか。

加藤指導室長 今年度については、欠員は本市においてはなかった。ただ、御存じかもしれないが、東京都の中では欠員がなかなか年度当初から埋まらないという状況があった地区が複数ある。教員の全都的な人数としてはかなり厳しい状況にあったということが言えるかと思う。

大熊教育長 本市は大丈夫だったということである。
ほかにあるか。

浅野教育長 表を御用意いただき、ありがとう。
職務代理者 確認なのだが、小金井第三小学校の調整前の学級数、児童数を見ると、それぞれ30クラスと950人になっていて、恐らくこのままだと運営できなかつたかと思うが、そういう理解でよろしいだろうか。

つまり、調整なしには恐らく小金井第三小学校はパンクしていただろうという理解でよろしいだろうか。

鈴木庶務課長 お見込みのとおりである。

もともと小金井第三小学校は大規模化をしていたので、長寿命化計画においても小金井第三小学校から手をつけるというようなことで考えていた。実際に調整のおかげで、ほかのところに大きな影響がなく、小金井第三小学校の学級数を抑えられたので、これはやる、やらないではかなり影響は大きかったかとは感じている。

浅野教育長 ありがとう。
職務代理者

大熊教育長 移動した小金井第一小学校、ほかの学校が、移動したその年にはすぐには教室数は増えてない。来年度、小金井第一小学校において新3年生が1クラス増えてしまう。1名増えたということだ。

本木学務課長 実際に9月1日の2年生から6年生については、9月1日の人数

で計上するが、転入者が来るなどして、クラス数が増えてしまうと、教室の改修の工事費等にも影響する。そのようなリスクを考慮して調整している。

大熊教育長 これは、予想値であり、仮に児童・生徒数が増えたことにより、教室が足りなくなるといけないので、そのことを加味して見込んでいる。したがって、これは完璧な数ではない。

 そうなると、調整をしたことによって、小金井第三小学校は3学級減って、ほかの学校には大きな影響がないと捉えていいか。

本木学務課長 はい、そのように理解していただいて結構である。

大熊教育長 ということである。

 適切に対応していただいているというのが分かる。

 ほかにあるか。よろしいだろうか。

 それでは、次に、生涯学習部から報告事項があれば、発言願う。

梅原生涯
学習部長 特にない。

大熊教育長 次に、報告事項の3、今後の日程について、事務局より報告願う。

小平庶務係長 それでは、教育委員会の今後の日程について御報告する。

 市町村教育委員会研究協議会第一ブロック（東日本）が11月10日木曜日、11日金曜日に群馬県前橋市前橋市民会館で開催する。

 続いて、令和4年第11回教育委員会定例会が11月22日火曜日、午後1時30分から、第2庁舎8階、801会議室で開催する。

 続いて、東京都市町村教育委員会連合会第4ブロック研修会が12月15日木曜日、午後2時から立川市TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSで開催する。

 続いて、二十歳を祝う会が1月9日月曜日、祝日に午前10時30分、午後0時30分、午後2時30分の3部制により、小金井 宮地楽器ホールで開催する。

 続いて、令和5年第1回教育委員会定例会が1月10日火曜日、午後1時30分から第2庁舎8階、801会議室で開催する。

それぞれ御出席をお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、予定を変更する
場合がある。その際、市民の皆様へはホームページ等で御案内させ
ていただく。

今後の日程は以上となる。

大熊教育長

ただいまの報告に対して何か御質問等あるか。
よろしいだろうか。

次に、日程の第5、代処第26号、職員の分限処分に関する代理
処理についてを議題とするところだが、本案は人事に関する事件で、
小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該
当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、御異
議はないだろうか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

全員異議なしと認め、秘密会を開会する。
準備のため休憩する。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時30分

大熊教育長

再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって令和4年第10
回教育委員会定例会を閉会する。ありがとう。

閉会 午後2時30分